

# 久留米広域合併協議会(第11回)議案等

## 《報告事項》

報告第16号	第10回協議会以降の協議会活動について	P 1, 2
報告第17号	新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集結果について	P 3, 4

## 《議案》

第15号議案	地方税の取扱いについて	P 5, 6
第19号議案	商工・観光関係事業の取扱いについて(第9回協議会議案等	P 21 ~ 25)
第22号議案	町名・字名の取扱いについて (第10回協議会議案等	P 10 ~ 12)
第23号議案	一般職の職員の身分の取扱いについて (第10回協議会議案等	P 13 ~ 16)
第24号議案	特別職の身分の取扱いについて (第10回協議会議案等	P 17 ~ 19)
第25号議案	条例、規則等の取扱いについて (第10回協議会議案等	P 20 ~ 22)
第26号議案	国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて (第10回協議会議案等	P 23 ~ 25)
第27号議案	道路事業に関する取扱いについて (第10回協議会議案等	P 26 ~ 30)
第28号議案	公共交通に関する取扱いについて (第10回協議会議案等	P 31 ~ 33)
第29号議案	土地利用に関する取扱いについて (第10回協議会議案等	P 34 ~ 37)
第30号議案	学校教育事業・通学区域の取扱いについて (第10回協議会議案等	P 38 ~ 41)
第31号議案	社会教育事業の取扱いについて (第10回協議会議案等	P 42 ~ 46)
		P 7 ~ 11
第32号議案	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	P 12 ~ 15
第33号議案	広報広聴事業の取扱いについて	P 16 ~ 18
第34号議案	障害者福祉事業の取扱いについて	P 19 ~ 22
第35号議案	児童福祉事業の取扱いについて	P 23 ~ 26
第36号議案	高齢者福祉事業の取扱いについて	P 27 ~ 33

報告第16号

第10回協議会以降の協議会活動について

第10回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年11月12日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

## 第10回協議会以降の協議会活動について

## 《会議》

11月4日 合併協議会幹事会(第11回) 合併協定項目の第11回提出議案  
協議会(第11回)開催要領(案)など

## 《専門部会、分科会活動》前回報告以降分

事務事業調整について、精力的な部会・分科会開催により、部会レベルでの調整は、ほぼ終了しつつあります。それに合わせ、合併協定項目ごとの調整方針(案)の作成を行っています。  
また、システムWGでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っています。  
第11回協議会に提案する合併協定項目に関する部会はじめ、延べ5部会・6分科会・19WGが開催されました。

- 10月15日 財政調整WG、国民健康保険料(税)システムWG、保健情報システムWG
- 10月16日 住基WG、外登WG、住基システムWG
- 10月20日 人事調整会議、企画調整会議
- 10月21日 電算調整会議、農業委員会分科会、汎用機共通WG、国民健康保険料(税)システムWG
- 10月22日 財政調整WG
- 10月23日 議会部会、議会分科会、戸籍WG
- 10月24日 障害者WG
- 10月27日 保健福祉部会、新市建設計画策定会議、介護保険システムWG
- 10月28日 広報・広聴WG、人事給与システムWG、国民健康保険料(税)システムWG
- 10月29日 総合調整部会、総務部会
- 10月30日 保健福祉部会、住基WG、住基システムWG、保健情報システムWG
- 10月31日 財産管理WG

報告第 17 号

新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集結果について

新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集結果について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 11 月 12 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

## 新市建設計画（原案）に対する住民意見の募集結果報告

## 原案閲覧者及び意見件数集計表

各市町	原案閲覧者 （各市町閲覧場所）  （人数）	意見提出 （提出者居住地）  （件数）
久留米市	26	10
田主丸町	5	0
北野町	4	2
城島町	1	1
三潁町	19	2
合計	55	15

1市4町における地方税の滞納繰越分調定額  
及び不納欠損処分額について

(単位：千円)

市町名	12年度	13年度	14年度
久留米市	160,905 (5.4%) 【2,970,700】	182,435 (5.5%) 【3,300,819】	222,645 (6.1%) 【3,643,494】
4町計	24,277 (7.1%) 【339,598】	23,989 (7.0%) 【344,229】	48,370 (13.2%) 【365,678】
田主丸町	1,085 (1.4%) 【78,061】	1,122 (1.3%) 【83,298】	12,330 (14.1%) 【87,537】
北野町	3,259 (3.9%) 【83,024】	6,157 (6.0%) 【102,309】	1,794 (1.5%) 【117,777】
城島町	14,687 (13.8%) 【106,178】	7,836 (8.2%) 【95,722】	23,170 (23.2%) 【99,658】
三潯町	5,246 (7.3%) 【72,335】	8,874 (14.1%) 【62,900】	11,076 (18.2%) 【60,706】

(注) 国民健康保険税(料)は除く。

(注) 久留米市の14年度分は、見込みによる。

上段 不納欠損処分額  
中段 不納欠損処分額 / 滞納繰越分調定額  
下段 滞納繰越分調定額

1市4町における国民健康保険税(料)の滞納繰越分調定額  
及び不納欠損処分額について

(単位：千円)

市町名	12年度	13年度	14年度
久留米市	361,850 (30.3%) 【1,192,308】	388,760 (31.6%) 【1,231,229】	440,030 (35.4%) 【1,243,839】
4町計	12,643 (4.2%) 【297,995】	23,080 (7.3%) 【316,129】	42,180 (12.8%) 【328,735】
田主丸町	1,236 (1.6%) 【76,887】	2,723 (3.0%) 【89,655】	9,356 (9.3%) 【101,089】
北野町	3,457 (5.0%) 【68,528】	6,281 (8.1%) 【77,303】	1,858 (2.3%) 【82,355】
城島町	2,386 (2.6%) 【90,996】	5,605 (6.2%) 【90,540】	15,533 (17.7%) 【87,852】
三潁町	5,564 (9.0%) 【61,584】	8,471 (14.4%) 【58,631】	15,433 (26.9%) 【57,439】

(注) 久留米市の14年度分は、見込みによる。

上段 不納欠損処分額

中段 不納欠損処分額 / 滞納繰越分調定額

下段 滞納繰越分調定額

## 学校施設使用料について

## 【久留米市】

区 分	使用料	減免制度	減免の主な基準
屋内運動場・講堂	有	有	学校教育及び社会教育目的等の使用(全額免除)
運 動 場	有	有	
教 室	有	有	

社会体育の普及及び安全な遊び場の確保を目的に、市内に居住、在勤、在学するもので原則として学校施設開放運営委員会に登録されているスポーツ・レクリエーション団体等には小学校の体育館及び運動場を無料で開放している。

## 【田主丸町】

区 分	使用料	減免制度	減免の主な基準
屋 内 運 動 場	無		
運 動 場	無		

## 【北野町】

区 分	使用料	減免制度	減免の主な基準
屋 内 運 動 場	無		
校庭及び屋外運動場	無		
校 舎	無		

## 【城島町】

区 分	使用料	減免制度	減免の主な基準
屋 内 運 動 場	有	有	社会教育及び公益目的等の使用(全額免除)
運 動 場	有	有	
教 室	有	有	

## 【三瀬町】

区 分	使用料	減免制度	減免の主な基準
屋 内 運 動 場	有	有	学校教育及び社会教育目的等の使用(全額免除) 町内に事務所を有する団体が利用する場合(半額免除)
運 動 場	有	有	
テニスコート	有	有	



## 生涯学習・社会教育施設使用料について

## 【久留米市】

施設名	使用料	減免制度	減免の主な基準
生涯学習センター	有	有	市及び教育委員会若しくはその機関が行事を主催し、又は共催する場合（全額免除）

## 【田主丸町】

施設名	使用料	減免制度	減免の主な基準
中央公民館	有	有	国、地方公共団体又は教育、学術、文化などの団体が使用するとき（全額免除）

## 【北野町】

施設名	使用料	減免制度	減免の主な基準
中央公民館	有	有	町又は教育委員会が主催する行事に使用するとき（全額免除） 町内の社会教育関係団体が、その目的のために使用するとき（全額免除）

## 【城島町】

施設名	使用料	減免制度	減免の主な基準
町公民館	有	有	教育委員会又は公民館が育成している社会教育団体並びに学術・文化団体が使用する場合（全額免除） 町及び町の各種行政機関が使用する場合（全額免除）

## 【三潯町】

施設名	使用料	減免制度	減免の主な基準
町公民館	有	有	教育委員会又は公民館が育成している社会教育団体及び学術、文化団体が使用する場合（全額免除） 町及び町の各種行政機関が使用する場合（全額免除） 町内に居住する者を主な構成員とし、町内に事務所を置く社会、産業、労働事業に関する団体が使用する場合（半額免除）

## 文化施設使用料について

## 【久留米市】

施設名	使用料	減免制度	減免の主な基準
久留米市民会館	有	有	本市主催の行事等に使用する場合（全額免除） 団体で大ホールを2月に1回以上定期的に使用する場合（10分の2以内免除）

## 【城島町】

施設名	使用料	減免制度	減免の主な基準
城島町総合文化センター	有	有	町及び教育委員会の事業、又は共催事業として使用する場合（全額免除） 営利を目的とせず、かつ、公益性が高い町内の団体が主催して使用する場合（全額免除） 城島町、大木町及び三潴町内に設置されている財団若しくは中間法人又は町が出資した財団が主催して使用する場合（半額免除）

## 【田主丸町】

施設名	使用料	減免制度	減免の主な基準
田主丸町複合文化施設	未定	未定	未定

田主丸町複合文化施設については、平成16年4月オープン予定

## 社会体育施設使用料について

## 【久留米市】

区 分	使用料	減免制度	減 免 の 主 な 基 準
体育館	有	有	市が主催又は共催する行事に使用する場合 (全額免除)
テニスコート			
夜間照明設備 ほか			

## 【田主丸町】

区 分	使用料	減免制度	減 免 の 主 な 基 準
テニスコート	有 町民は無料	有	田主丸町又は教育委員会が、主催又は共催する行事 (全額免除)
グラウンド	無 照明設備は有 料	有	町が主催する行事に利用する場合 (全額免除)
体育館	無		

## 【北野町】

区 分	使用料	減免制度	減 免 の 主 な 基 準
体育館	有 町民は無料。 ただし、照明 設備は一部有 料	有	町又は教育委員会が主催し、若しくは共催する場合 (全額免除)
テニスコート		有	
グラウンドほか		有	体協等の団体が主催の場合(一部免除)

## 【城島町】

区 分	使用料	減免制度	減 免 の 主 な 基 準
体育館	有	有	町又は教育委員会が行政上の必要により使用する とき 町又は教育委員会が主催し、若しくは共催する とき 町内居住者及び町内に勤務するもので組織され た団体 グループがスポーツに使用する とき ~ (全額免除)
テニスコート	有	有	

【三瀨町】

区 分	使用料	減免制度	減 免 の 主 な 基 準
海洋センター	有	有	町、公民館、体育協会等が行事に利用する場合 町内の小中学校及び社会教育団体がその目的のために利用する場合 海洋クラブ会員が利用する場合。ただし、プールの個人利用についてはこの限りではない。 ～（全額免除） 町内に居住するものを主な構成員とし、町内に事務所を置く産業、労働、社会事業に関係する団体 （半額免除）
農業者トレーニングセンター、農村運動広場	有	有 運動広場の照明設備は減免無	農業者及び農業関係各種団体 町及び町の各種団体 町内の小中学校、保育園及び幼稚園 町公民館が育成している各種団体 ～（全額免除） 町内に居住するものを主な構成員とし、町内に事務所を置く産業、労働、社会事業に関係する団体 （半額免除）

第 3 2 号議案

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり承認を求めらる。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別 紙)

協定項目番号	7	協定項目名	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第2項の規定を適用し、現行の区域のまま5つの農業委員会を設置し、各農業委員会の委員は引き続き在任する。</p> <p>さらに、新市としての一体性確保の観点から、平成17年7月20日までに新市を全域とする1つの農業委員会に統合するものとする。</p> <p>また、統合後の農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区については、合併までの間に調整するものとする。</p>			

## 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

### (1) 農業委員会の設置

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農家の地位の向上に寄与するため、市町村に農業委員会を置き、その区域面積が 24,000ha を超える市町村又はその区域内の農地面積が 7,000ha を超える市町村にあっては、市町村長は、その区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

関係法令：農業委員会等に関する法律第 3 条

### (2) 農業委員会委員の構成

選挙による委員（政令による定数基準に従い、10 人～40 人で定数条例を定める。）

選任による委員（農協、農業共済推薦理事各 1 名、議会推薦の学識経験者 5 名以内）

定数基準（新市では、区分 C の定数基準に該当）

定数基準	区 分	
20 人以下	A	農地面積が 1,300ha 以下で、 基準農業者数が 1,100 以下
30 人以下	B	区分 A 及び C 以外
40 人以下	C	農地面積が 5,000ha を超え、 基準農業者数が 6,000 を超える

関係法令：農業委員会等に関する法律第 7 条、第 12 条

### (3) 選挙の単位

農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙を行い、条例で、その農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区（すべての選挙区で、農地面積が 500ha 以上又は基準農業者数が 600 以上となること）を設けることができる。この場合において、各選挙区の委員定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定める。

関係法令：農業委員会等に関する法律第 10 条の 2

### (4) 農業委員会現況比較

区 分	現 況					計
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三漕町	
農地面積 (H12 センガ)	3,404ha	2,359ha	1,120ha	800ha	929ha	8,612ha
農家戸数 (H12 センガ)	3,581 戸	2,209 戸	908 戸	723 戸	878 戸	8,299 戸
選挙区数 及び 選挙委員数	3 選挙区 20 名	1 選挙区 13 名	1 選挙区 13 名	1 選挙区 12 名	1 選挙区 11 名	69 名
選任委員数	7 名	7 名	5 名	7 名	6 名	32 名
任期満了日	H17.07.19	H18.09.29	H18.09.15	H17.07.19	H16.02.29	-

( 5 ) 合併特例法等適用比較

区 分	農業委員会等に関する法律第 34 条	市町村の合併の特例に関する法律第 8 条
農業委員会数	複数設置 ( 現行区域割のまま設置 )	複数設置可 ( 現行区域割と異なる設置 )
委員定数	各農業委員会の現行定数をそのまま引き継ぎ、すべての農業委員は在任する。	<p>単独委員会となる場合は、合併される市町村の農業委員会の選挙による委員は合併関係市町村の協議により 40 名を超えない範囲で( 超える場合には互選により ) 在任する者を定める。また、合併する市町村の農業委員会の委員は全員在任する。</p> <p>複数委員会となる場合は、すべての選挙による委員の互選により、農業委員会ごとに 10 名以上 80 名以内で在任することができる。</p>
任 期	各農業委員会の任期まで在任する。	<p>単独委員会となる場合は、合併する市町村の農業委員会の選挙による委員の任期。</p> <p>複数委員会となる場合は、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で協議により定める期間。</p>



第 3 3 号議案

広報広聴事業の取扱いについて

広報広聴事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	20	協定項目名	広報広聴事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>広報広聴事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 広報事業     広報紙については、市政及び地域の文化、伝統、祭りなど情報提供の充実を図るとともに、ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどの広報手段を活用する。     なお、田主丸町の有線放送は、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 広聴事業     広聴事業については、現在行っている事業は基本的に継続する方向で調整する。     また、相談事業については、久留米市の例により統一するが、開催場所・回数等は合併までに調整する。</p>			

## 広報広聴事業の取扱いについて

## ○広報事業比較表

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
広報紙	毎月1・15日発行	毎月10日発行	毎月第2火曜発行	毎月1・15日発行	毎月5日発行
ホームページ	有り	有り	有り	有り	有り
番組制作	コミュニティーFM ケーブルテレビ	有線放送			
グラフ紙	毎年1回発行				
報道機関への 情報提供	記者クラブへ 情報提供	FAXで随時 情報提供	FAXで随時 情報提供	FAXで随時 情報提供	FAXで随時 情報提供

## ○広聴事業比較表

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
世論調査	市民意識調査と して毎年実施	必要時に主管課 が随時実施	必要時に主管課 が随時実施	必要時に主管課 が随時実施	必要時に主管課 が随時実施
モニター制度	市政モニターを 実施			広報モニターを 実施	
施設見学	年2回実施				
出前講座	実施	実施		実施	実施
インターネット 広聴	実施	実施	実施	実施	実施

## ○相談事業比較表

	久留米市		田主丸町	北野町	城島町	三潁町
	市内	市外				
一般相談	毎日	月1回 各市民セン ター				
市政相談	毎日					
法律相談	月4回 弁護士	月2回(弁護 士交流サロン) 月2回(弁護 士市民セン ター)		月1回 顧問弁護士		
人権相談 (人権擁護委員)	年6回	年1回 各市民セン ター	月1回	月1回	月1回	月1回
交通事故相談	月2回 県の交通事故 相談所相談員			月1回 交通安全 協会委員		
行政相談 (行政相談委員)	月1回	年2回 各市民セン ター	月2回	年適時開催	月1回	月1回
建築相談	月2回 建築士					
不動産相談	月2回 宅地建物取引 業者協会相談員					
司法書士相談	月1回 司法書士					
高齢者相談	毎日					

第 3 4 号議案

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	31	協定項目名	障害者福祉事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>障害者福祉事業については、総合的にサービス充実の方向で調整する。ただし、国、県が定める制度に基づく事業については、1市4町における現行の実施方法を基本に新市において実施するものとする。</p> <p>(1) 久留米市のみで実施している障害者生活支援、移動支援・社会参加促進及び文化・啓発事業については、久留米市における現行事業の例により、新市においても現行どおり実施する。</p> <p>(2) 個人への金銭給付的性格を持つ重度障害児・者見舞金及び重度心身障害者介護手当については、当面現行どおりとし、新市において廃止の方向で検討する。</p> <p>(3) タクシーチケットの年間交付枚数については、48枚を基準に調整する。</p>			

## 障害者福祉事業の取扱いについて

## サービス充実が予定される主な事業

区分	事業名	充実内容	サービス充実予定自治体				
			久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町
年金・手当	心身障害者扶養共済掛金補助	事業実施	-	-	-	-	
障害者生活支援	障害者生活支援事業	〃	-				
在宅サービス	住宅改造費の助成 福祉電話・ファックスの貸与 成年後見制度補助	助成額	-			-	-
		事業実施	-				
		〃	-	-			
移動支援・社会参加促進	点訳・朗読・手話奉仕員養成講座 要約筆記・手話奉仕員派遣事業 福祉タクシー購入費補助	事業実施	-				
		〃	-				
		〃	-				
文化・啓発	パラリンピック 障害者美術展	〃	-				
		〃	-				
教育・療育支援	障害者自立支援事業 フレンドスクール事業 発達支援事業	事業実施	-				
		〃	-				
		〃	-				
仕事・職業訓練	コンピュータカレッジ就学援助	〃	-				

太字は、(1)久留米市のみで実施している事業区分

【障害者生活支援、移動支援・社会参加促進及び文化・啓発事業関係】

「サービス充実予定自治体」欄の表記については以下のとおりとする。

- ：未実施で事業新設となるもの
- ：負担減又はサービスの向上となるもの
- ：現状維持

## 国、県制度に基づく事業

区分	事業名
手帳	障害者手帳交付（身体・知的・精神）
年金・手当	障害者福祉手当等 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金
保健・医療	更生医療 進行性筋萎縮症者療養等給付 精神障害者医療費公費負担受付
施設サービス	障害者施設措置費（入所・通所）
在宅サービス	日常生活用具の給付 補装具の交付・修理

(2) 個人への金銭給付的事業

**重度心身障害児・者見舞金**

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
対象者	身体障害者1・2級 療育手帳A	-	-	身体障害者 1・2級	身体障害者 1級
給付額	身障1級・療育A ...年額 8,000円 身障2級 ...年額 4,000円	-	-	年額 3,000円	年額 5,000円
対象者数	4,637人	-	-	239人	155人

**重度心身障害者介護手当**

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
対象者	-	-	-	・在宅の重度身体障害・精神障害者を常時介護している者 ・基準表で22点以上の障害者	・身体障害者1級・2級 ・住民税均等割のみ課税の世帯
給付額	-	-	-	月額 20,000円	月額 10,000円
対象者数	-	-	-	8人	1人

(3) タクシーチケット

**タクシー基本料金助成**

要調整事項		相 違 点				
		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
交付枚数	腎臓機能障害者以外	48枚	36枚	24枚	48枚	24枚
	腎臓機能障害者	48枚 (上乗せなし)	36枚 (上乗せなし)	24枚 (上乗せなし)	72枚 (24枚上乗せ)	24枚 (上乗せなし)

第 3 5 号議案

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國



(別紙)

協定項目番号	32	協定項目名	児童福祉事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 子育て支援センターについて 子育て支援センターについては、現行事業を継続し、新市においては、地域のバランスを考慮しながら実施施設の調整を図る。</p> <p>(2) 学童保育所整備・運営について 学童保育所整備・運営については、運営内容等に大きな格差があるため、当分の間現行どおりとし、新市において統一に向けて調整を図る。</p> <p>(3) 赤ちゃん祝金について 合併時に祝金制度は廃止するが、北野町で制度創設された趣旨を尊重し、新市において少子化対策・次世代育成支援の充実に努める。</p>			

## 児童福祉事業の取扱いについて

### 1. 子育て支援センターについて

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
事業開始	平成9年7月				平成12年4月
事業内容	子育て相談 子育てサークルの育成・支援 子育て支援講演会 子育て情報誌の発行				子育て相談 子育てサークルの育成・支援 子育て支援講演会 キッズピクス

### 2. 学童保育所整備・運営について

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
開設時間(平日)	13:00～17:30	放課後～18:00	13:00～17:00	13:30～18:30	13:30～17:30
開設時間(土曜日、春夏冬休み)	8:30～17:30	8:00～18:00	8:30～17:00	8:00～18:30	9:30～17:30
土曜開設	全土曜開設	全土曜開設	全土曜開設	全土曜開設 (4施設の内3施設)	全土曜開設
保育料	5,000円	6,000円	5,000円	3,000円 ～ 5,000円	5,000円
設置状況	27校区全て	7校区の内2校区	4校区の内2校区	5校区の内4校区	3校区全て
指導員	保育士又は教員免許保持者 (連合会雇用)	保育士又は教員免許保持者 (運営委員会雇用)	保育士又は教員免許保持者 (保護者会雇用)	保育士又は教員免許保持者 (保育所、PTA直接雇用)	保育士又は教員免許保持者 (運営委員会雇用)

### 3. 赤ちゃん祝金について

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
事業内容			<p>北野町に住民登録をした日から引き続き1年以上の住所を有し戸籍の続柄が第3子以降の出生児の保護者に支給する。</p> <p>第3子 30万円 第4子 40万円 第5子～ 50万円</p>		

第 3 6 号議案

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	34	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>高齢者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 生きがいデイサービスについて 生きがいデイサービスについては、当面現行どおりとする。新市において、現行各市町の基準を調整のうえ、継続して実施する。</p> <p>(2) 生活支援ホームヘルプについて 生活支援ホームヘルプについては、合併までに基準の調整を図り、新市で統一した制度で実施する。</p> <p>(3) 配食サービスについて 配食サービスについては、制度が充実している北野町の例を基本に統一する。ただし、合併年度については現行どおりとする。なお、昼間独居者への個人負担については今後検討する。</p> <p>(4) 介護用品支給について 介護用品支給については、当面現行どおりとし、新市において統一化に向け調整を図る。</p> <p>(5) 家族介護慰労金について 家族介護慰労金については、新市においても継続して実施する。額については4町の額を引き上げ、久留米市の額(年間12万円)に統一する。ただし、現在北野町、城島町及び三瀬町で実施されている介護手当事業については、当面現行どおりとし、新市において廃止の方向で検討する。</p> <p>(6) 老人クラブについて 老人クラブについては、補助基準に大きな開きがあるため、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図る。</p> <p>(7) 老人憩いの家について 老人憩いの家については、設置基準や管理運営形態に差があるため、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図る。</p> <p>(8) 敬老祝金について 敬老祝金については、対象者や金額の差が大きいため、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図る。</p>			

## 高齢者福祉事業の取扱いについて

## (1) 生きがいデイサービスについて

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	概ね65歳以上	概ね65歳以上	65歳以上	概ね65歳以上	概ね65歳以上
内容	入浴なし 機能回復訓練あり	入浴あり 機能回復訓練なし	入浴あり 機能回復訓練なし	入浴あり 機能回復訓練なし	入浴あり 機能回復訓練なし
利用回数	週1回 (機能維持訓練：月2回)	週2回	月4回	週1回	週1回
利用料金	600円 (生保400円)	600円	1,000円 (生保無料)	500円	700円 (生保無料)

## (2) 生活支援ホームヘルプについて

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	概ね65歳以上	概ね65歳以上	65歳以上	概ね65歳以上	概ね65歳以上
内容	通院の介助なし	通院の介助あり	通院の介助なし	通院の介助なし	通院の介助なし
利用回数	週2回(2時間)まで	月12回(18時間)まで	月6回(18時間)まで	週2回(4時間)まで	週2回(2時間)まで
利用料金	230円/時間	介護報酬単価の1割程度	介護報酬単価の1割程度	200円/時間	200円/時間

(3) 配食サービスについて

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
対象者	65歳以上	65歳以上	65歳以上 (昼間独居を含む)	65歳以上	おおむね65歳以上(昼間独居を含む)
配食回数	昼夕食2食	昼夕食2食	昼夕食2食	昼食1食	昼食1食
利用日	月~土	月~金	月~土	月~金	月~金
利用料	350円	350円	350円	300円	300円

(4) 介護用品支給事業について

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
対象者	実施していない	介護保険で要介護度3以上に認定された人を在宅で介護しており、紙おむつ等の支給が必要な世帯	介護保険で要介護度2以上に認定された人を在宅で介護しており、紙おむつ等の支給が必要な世帯	介護保険で要介護度3以上の認定を受けている人および重度身体障害者で介護用品が必要な人	介護保険で要支援以上の認定を受けている概ね65歳以上の介護用品が必要な人
給付額	該当なし	5,000円/月を限度	5,000円/月を限度	8,000円/月を限度	5,000円/月を限度

(5) 家族介護慰労金について

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
家族介護慰労金	要介護度4、5に相当する在宅の高齢者で、一部のサービスを除いて過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった者	非課税世帯に属する要介護度4、5に相当する在宅の高齢者で、一部のサービスを除いて過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった者	非課税世帯に属する要介護度4、5に相当する在宅の高齢者で、一部のサービスを除いて過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった者	非課税世帯に属する要介護度4、5に相当する在宅の高齢者で、一部のサービスを除いて過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった者	非課税世帯に属する要介護度4、5に相当する在宅の高齢者で、一部のサービスを除いて過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった者
	要介護者及び介護者共に介護保険料の滞納がない者	要介護者及びその世帯共に介護保険料の滞納がない者	要介護者及びその世帯共に介護保険料の滞納がない者	要介護者及びその世帯共に介護保険料の滞納がない者	要介護者及びその世帯共に介護保険料の滞納がない者
	年額 12 万円	年額 10 万円	年額 10 万円	年額 10 万円	年額 10 万円
介護手当事業 (単独事業)	実施していない	実施していない	要介護度3以上の認定者を在宅で介護している者	一定の基準を満たす、在宅生活が3ヶ月以上継続する概ね65歳以上の者を介護する者	要介護度4以上の認定者を在宅で6ヶ月以上介護している家族で、町民税所得割が非課税の者
	該当なし	該当なし	月額 5 千円	月額 2 万円	月額 1 万円



(6) 老人クラブについて

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
単位老人クラブ補助基準	会員数基準に 応じて交付 (64名以下 65,000円から 100名以上 115,000まで)	国県補助基準 に加え、1クラ ブ当たり年額 12,000円を上 乗せで交付	国県補助基準 に加え、会員1 人当たり年額 1,000円を上乗 せで交付	国県補助基準 に加え、1クラ ブ当たり年額 11,000円を上 乗せで交付	国県補助基準 に加え、独自基 準の上乗せで 交付
老人クラブ 連合会の補 助基準 (国県補助基 準との関係)	国県補助基準 に加え、事務局 長人件費、スポ ーツ振興補助 等を上乗せで 交付	国県補助基準 に加え、研修費 を上乗せで交 付	国県補助基準 に加え、健康づ くり事業補助、 老人クラブ事 務室経費等を 上乗せで交付	国県補助基準 どおり	国県補助基準 に加え、独自基 準の上乗せで 交付

(7) 老人憩いの家について

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
設置基準	小学校区に1ヶ所 を整備している	設置なし	町内に1ヶ所を 整備している	町内に1ヶ所を 整備している	設置なし
設置・運営 形態	単独又は校区公民 館との併設	該当なし	単独	単独	該当なし
管理運営の 方法	市老人クラブ連合 会に委託	該当なし	社会福祉協議会 に委託	社会福祉協議会に 委託	該当なし

( 8 ) 敬老祝金について

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
対象者	居住期間 1 年 以上 【対象年齢】 80 歳、米寿、 90 歳、100 歳 以上	9 月 1 日現在 居住者 【対象年齢】 80 歳以上	居 住 期 間 1 ヶ月以上 【対象年齢】 76 歳以上	9 月 1 日現在居住者 【対象年齢】 77 歳、80 歳、88 歳、 90 歳、99 歳、100 歳 以上	居 住 期 間 1 年以上 【対象年齢】 80 歳以上
祝い金等の内容	80 歳 1 万円 米寿 3 千円 相当の記念品 90 歳 3 万円 100 歳以上 5 万円と祝い状 と記念品	80 歳以上 5 千円 100 歳以上 5 千円と祝い 状と記念品	76 歳～79 歳 4 千円 80 歳～87 歳 5 千円 88 歳以上 1 万円	77 歳 5 千円 80 歳 6 千円 88 歳 8 千円 90 歳 1 万 2 千円 99 歳 1 万 3 千円 100 歳以上 2 万円 最高齢者 10 万円	80 歳～89 歳 5 千円 90 歳以上 1 万円